



下水道使用料

下水道を使用しますと、その流した汚水の量に応じて、使用者の方に下水道使用料を納めていただきます。

この下水道使用料は浄化センター（処理場）の運転や下水道管清掃、補修など、下水道施設の維持管理費用として使われます。

● 使用水量の算定

1 ▶ 水道水のみを使用している場合

水道の使用水量をそのまま汚水量とみなし、下水道の使用水量とします。

2 ▶ 水道水以外の自家水を使用している場合

井戸などの自家水を使用している場合は、その用途や人数などにより使用水量を認定し、それを下水道の使用水量とします。

● 下水道使用料

下水道使用料は用途（種別）と使用量により決定します。

種 別	基本料金（円／月）		超過料金（円／ m^3 ）
	基本水量	基本料金	
一 般 用	10 m^3 まで	1,400円	140円
病 院 等 用	100 m^3 まで	9,000円	90円
公衆浴場用	100 m^3 まで	5,000円	50円

※この他に5%の消費税が加算されます。

● お支払いは便利な口座振替をご利用ください

下水道使用料は、水道料金と同じく、毎月一度納めていただきます。

お支払いは、直接窓口で納めていただく方法と口座振替の方法がありますが、口座振替は使用者の指定した預金口座から自動的に引き落とされる方法です。

口座振替は、お忙しい方、留守がちな方、共働きの方には、たいへん便利です。

口座振替のお申し込みは下記へ

稚内信金（豊富支店）
豊富郵便局・JA豊富農業協同組合

